

「電気設備の技術基準とその解釈」講習会

CPD制度対象

「電気設備の技術基準・解釈」は、電気事業法における電気工作物の保安確保の要として定められたものであり、電気工作物の設計、施工、管理にあたって遵守すべき技術的内容を具体的に示したものです。

本講習会では、「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈」の重要事項や改正内容等について、専門家が分かりやすく、かつ詳細に解説します。

＜対象者＞

電気工作物の設計、施工、保守管理に従事されている方

電気工作物の設計、施工、維持管理にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」「電気設備の技術基準の解釈」を遵守しなければなりません。

2023年版

電気設備の技術基準と その解釈

令和5年3月最終改正文を反映

日本電気標準規格委員会規格部会に開設

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表

電気設備の技術基準とその解釈の改訂案を公表



【実施例】

内 容	備 考
○電気事業法と技術基準 ・電気工作物の技術基準の適合維持義務 ・保安規制の体系	
○保安の原則 ・電路絶縁の原則 ・電線の性能と規格 ・電気機械器具の熱的強度 ・電気機械器具の危険防止 ・電気設備の接地	
○電気設備の施設 ・発変電所等 ・架空電線路 ・地中電線路	
○電気使用場所の施設 ・感電、火災等の防止 ・異常時の保護対策 ・特殊場所における施設制限	
○国際規格の取り入れ ・IEC60364, IEC61936-1 規格の適用	
○分散型電源の系統連系設備 ・分散型電源の単独運転および逆充電防止	
○最近の技術基準および解釈の改正	

(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヵ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>